

## 福岡県部落差別解消推進協議会設置要領

### (設 置)

第1条 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（以下「条例」という。）第7条に基づく部落差別の解消に関する施策の実施に資する意見聴取を行うため、福岡県人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）に、懇話会設置要綱第8条に基づく専門部会を設置する。

### (名称)

第2条 前条に規定する専門部会は、福岡県部落差別解消推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 条例第四条に規定する相談体制の充実に関すること
- 二 条例第五条に規定する教育及び啓発に関すること
- 三 条例第六条に規定する部落差別の実態に係る調査に関すること
- 四 その他協議会の設置目的の達成に必要な事項

### (組織)

第4条 協議会は、委員10人以内で組織する。

### (委員)

第5条 委員は、懇話会委員及び同和問題に関する学識経験者等のうちから、知事が委嘱する。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会の会議を主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

### (会 議)

第8条 協議会は、必要に応じ、会長が招集し、会長は、その議長となる。

### (活動状況の報告)

第9条 協議会は、毎年度、その活動状況を懇話会に報告するものとする。

### (庶 務)

第10条 協議会の庶務は、福祉労働部人権・同和対策局調整課において処理する。

### (その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

### 附則

この要領は、令和2年4月24日から施行する。